

外部サービス利用型特定施設松涛園重要事項説明書

1 外部サービス利用型指定特定施設松涛園が提供するサービスについての相談窓口

担当窓口 河田 里香 藤野 勝 TEL 083-788-0026

※ ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

社会福祉法人豊北福祉会が設置運営する外部サービス利用型特定施設松涛園（以下「事業所」という。）が行う外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者及び従事者（以下「従事者等」という。）が、養護老人ホーム松涛園の入所者で、かつ、要介護認定を受けた高齢者のうち事業の提供に関する契約を締結した者（以下「利用者」という。）に対し、養護老人ホームでの適正な介護サービスを利用させることを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の従事者等は、利用者の心身の状況とその有する能力に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう、外部サービスの導入による介護サービスの提供、特定施設サービス計画の作成、生活相談・安否確認等のサービスを適切かつ円滑に提供する。

3 施設の利用にあたっての留意事項

利用者が、事業所の施設及び養護老人ホーム松涛園の施設を利用するときは、この規定に定めるもののほか、下記の規程を遵守し、善良な心を持って当たらなければならない。

- (1) 養護老人ホーム松涛園運営規程
- (2) 養護老人ホーム松涛園入所規程
- (3) その他関係する法令等

前項の規定に反する行為を行った場合は、管理者は施設長と協議をし、養護老人ホームの退所を含む決定を行うことができる。

4 サービスの内容

(1) 基本サービス

① 特定施設サービス計画の立案

利用者について、解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護サービスに係る目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

② 利用者の安否の確認の方法及び手順

事業所の従業者は、利用者の日常の心身の状況、生活状況等安否確認のための具体的方法及び手順を立て、それを適切に実施いたします。

③ 生活相談等

生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

(2) 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供し

ます。

指定訪問介護 社会福祉法人 豊北福祉会 松涛園ホームヘルプステーション
下関市豊北町大字神田上1893番地

指定訪問看護 社会福祉法人 下関市社会福祉協議会 ほうほく訪問看護ステーション
下関市豊北町大字滝部3140番地1

指定通所介護 社会福祉法人 下関市社会福祉協議会 豊北デイサービスセンターほのぼの
(地域密着型通所介護) 下関市豊北町大字神田4611番地の2

(認知症対応型通所介護) 社会福祉法人 下関市社会福祉協議会 豊北デイサービスセンターわくわく苑
下関市豊北町大字神田上141番地の3

指定福祉用具貸与(株) ひまわり 下関市一の宮御本町3番30号

指定福祉用具貸与(株) ぴーす 下関市安岡町4丁目14番22号

(3) 利用者の定員、居室数

利用者の定員、居室数は、次のとおりです。

利用者の定員 50名(養護老人ホームの利用者含む)

居室数 50室(養護老人ホームの居室数含む)

(4) 従事者等の職種、員数及び職務内容

事業所に勤務する従事者等の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりです。

管理者(兼務)	1人	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
生活相談員(兼務)	1人	利用者及びその家族への生活相談に対応するとともに、必要な助言その他の援助を行います。
計画作成担当者	1人	特定施設サービス計画の作成を行います。
介護職員(兼務)	9人	利用者の自立支援及び日常生活充実のための全般にわたる介護を行います。

(5) 設備の使用、手続き並びに介護サービス等

次の事項などのほか、入居に関する契約書の規定によりますので、ご参照ください。

① 居室(居室面積 8.25 m²)

当施設の居室はすべて個室です。入所後、利用者の状況に応じて居室変更することがあります。

(ア) 利用者は、原則として、別に定める利用契約書により締結した居室を使用するものとします。

ただし、適切に介護サービスを受けることが困難な場合であって、次の各号に定める場合には、事業所に利用していない居室がある場合に限り、利用者の希望により居室を移動することができます。

一 日照、採光などの環境が、より適切なサービス提供をする合理的理由があるとき

二 現に利用している居室の設備等が、より適切なサービス提供をするうえで著しい支障があるとき

三 より適切なサービス提供をするうえで、他の利用者との関係が日常生活を送るうえで著しい支障があるとき

四 その他既に利用している居室がより適切なサービス提供をするため、利用者の日常生活上に著しい支障があるとき

- (イ) 事業所は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に著しい支障があると認めるときは、事業所の管理者は、利用者の同意を得て、居室を移動させることができます。
- (ウ) 事業所は、前項の書面を受理したときは、その適否を利用者に書面をもって通知します。
- (エ) 事業所が利用者の居室を移動させる場合は、その理由を付した書面を交付し、必ず利用者の同意を得ます。
- (オ) 居室移動をした利用者は、移動する前に使用していた居室を入居前の現状に復してください。その費用は利用者の負担とします。

② 食堂

食堂は、その機能を十分に発揮しえる広さを有しています（食堂面積103.4㎡）。

・食事時間

朝食8：15～ 昼食12：00～ 夕食17：30～

- ・食事は利用者の摂取状況に合わせて調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。
- ・食事介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

③ 浴室

浴室は、お体の不自由な方も安心して入浴できます。

- ・入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

④ トイレは2居室ごとに設置し、非常用設備も備えています。

- ・排泄介助は原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

⑤ 掃除等の生活援助は原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

⑥ その他日常生活上の世話は、特定施設サービス計画に沿って支援します。

⑦ 健康管理

ご利用開始後、毎週1回嘱託医による診療や健康相談サービスを受けることができます。また、必要に応じて、協力病院への受診も出来ます。

⑧ 事故発生時（緊急時等）の対応

事業所の従事者等は、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに必要な措置を講じるとともに管理者に報告しなければならない。

利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、ナースコール等最も適切な方法で、従事者等に事態の発生を知らせるものとする。

事業所は、利用者に対するサービスの提供により、万一事故が発生した場合は、速やかに契約者及びその家族、関係市町村等に連絡いたします。その際、当該事故の状況及び事故に際してとった措置について記録します。また、事故発生原因を究明し、今後の事故防止対策を講じます。

⑨ 事業所は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等は行ないません。なお、身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。

⑩ 非常災害対策

事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時に関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に

職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

また、台風や集中豪雨による被害の軽減と二次災害発生防止のため、情報の収集、伝達、警戒区域の設定、事業所に対する避難の指示などの風水害対策を適切に実施いたします。

(6) その他のサービス

① 理美容

毎月、理美容の機会を設けておりますので、実費負担にてご利用頂けます。ご希望の方はお申出ください。(料金は理美容事業者へ直接お支払いいただきます。)

② 貴重品の管理

通帳等貴重品は、利用者預り金管理規程により預ります。

③ レクリエーション

年間を通して利用者の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかるものもごございます。

④ 買い物

月2回買い物ツアーを実施します。また、月2回、果物、菓子類等業者による販売を行います。(料金は販売事業者へ直接お支払いいただきます。)

(7) 要介護状態区分に応じて提供する標準的な介護サービスの内容は別紙「介護サービス一覧表」に定める。

5 利用料金(厚生労働省が告示する介護保険給付基準が変更される場合には、それに従って変更します。)なお、基本料金が改定される場合には、事前に説明し、別途、書面にて同意を得て交付します。

(1) 保険が適用される基本料金(報酬告示関係 1単位:10円)

① 基本サービス利用料

一日あたりの料金 84単位:(840円)

一日あたりの利用者負担 (84円)

② 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・介護職員の賃金改善等を実施している事業所であるため加算されます。

一月あたりの料金 所定単位数に 12.8% をかけたもの

③ サービス提供体制加算(Ⅱ)・・・定められた基準に適合している事業所であるため加算されます。

一日あたりの料金 18単位:(180円)

一日あたりの利用者負担 (18円)

④ 障害者等支援加算(該当者のみ)・・・知的障害又は精神障害を有する利用者であって特に支援を必要とされる場合に加算されます。

一日あたりの料金 20単位:(200円)

一日あたりの利用者負担 (20円)

上記、基本部分及び加算の料金は単位に10円を乗じた額、利用者自己負担金は、料金の1割(一定以上所得者の場合は2割又は3割)の額です。

⑤ 受託居宅サービス利用料(報酬告示関係 1単位:10円)

利用者が負担する額は、事業所にお支払いください。サービスを提供する事業者を支払う必要はありません。

ア「指定訪問介護」

○身体介護が中心である場合（1サービス利用あたり）

15分未満の料金 94単位： 940円 利用者自己負担額： 94円

30分未満の料金 189単位： 1,890円 利用者自己負担額： 189円

1時間30分未満の場合、256単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに85単位を加算した単位です。

1時間30分以上については、548単位に所要時間から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位です。料金はその単位に10円を乗じた額、利用者自己負担額は所得に応じて料金の1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）の額です。

○生活援助が中心である場合（1サービス利用あたり）

15分未満の料金 48単位： 480円 利用者自己負担額： 48円

30分未満の料金 94単位： 940円 利用者自己負担額： 94円

1時間未満の場合、94単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位です。

1時間以上1時間15分未満 214単位： 2,140円 利用者自己負担額： 214円

1時間15分以上の料金 256単位： 2,560円 利用者自己負担額： 256円

イ「指定通所介護」

豊北デイサービスセンターほのぼの（認知症対応型：5時間以上6時間未満）

要介護1の料金 772単位： 7,720円 利用者自己負担額： 772円

要介護2の料金 855単位： 8,550円 利用者自己負担額： 855円

要介護3の料金 936単位： 9,360円 利用者自己負担額： 936円

要介護4の料金 1,019単位： 10,190円 利用者自己負担額： 1,019円

要介護5の料金 1,103単位： 11,030円 利用者自己負担額： 1,103円

豊北デイサービスセンターわくわく（地域密着型：5時間以上6時間未満）

要介護1の料金 591単位： 5,910円 利用者自己負担額： 591円

要介護2の料金 698単位： 6,980円 利用者自己負担額： 698円

要介護3の料金 806単位： 8,060円 利用者自己負担額： 806円

要介護4の料金 912単位： 9,120円 利用者自己負担額： 912円

要介護5の料金 1,021単位： 10,210円 利用者自己負担額： 1,021円

ウ「指定訪問看護」（指定訪問看護ステーションの場合）

20分未満の料金 283単位： 2,830円 利用者自己負担額： 283円

30分未満の料金 424単位： 4,240円 利用者自己負担額： 424円

30分以上1時間未満の料金
741単位： 7,410円 利用者自己負担額： 741円

1時間以上1時間30分未満の料金
1,015単位： 10,150円 利用者自己負担額： 1,015円

エ「指定福祉用具貸与」

電動ベッド一式（新楽匠ベッド） 1650単位（月額） 利用者自己負担額： 1,650円

〃（アウラ21ベッド） 1100単位（月額） 利用者自己負担額： 1,100円

〃（ワイドアウラベッド） 2050単位（月額） 利用者自己負担額： 2,050円

現に福祉用具貸与に要した単位で、料金はその単位に10円を乗じた額、利用者自己負担金

は、料金の1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）の額です。（上記の単位：円は例です。その時の借りるベッドの種類によって単位：円が変わる事があります。）

(2) その他自己負担となるもの

利用限度額を超えてのご利用は、超過した額が全額自己負担となります。

(3) 支払方法

利用者は、当月請求額を毎翌月20日に利用者名義の山口銀行、ゆうちょ銀行、下関農協の口座（口座がない場合には新規に開設していただきます。）のいずれかより振替にてお支払いいただきます。なお、振替手数料は自己負担となります。（金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。）

6 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 利用者相談・苦情窓口

外部サービス利用型特定施設 松涛園

〒759-6121 所在地 下関市豊北町大字神田上1893番地

受付日時 午前8:30～午後5:30（土・日・祝日・年末年始を除く）

TEL 083-788-0026 Fax 083-788-0646

担当 河田 里香 藤野 勝

(2) 苦情受付機関

事業者以外に、苦情解決第三者委員（事務所入り口に氏名・住所を掲示してあります。）、下関市及び国保連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

下関市役所福祉部介護保険課事業者係

〒750-8521 所在地 下関市南部町1-1

TEL 083-231-1371 FAX 083-231-2743

受付日時 午前8:30～午後5:15（土・日・祝日・年末年始を除く。）

山口県国民健康保険団体連合会

〒753-8520 所在地 山口市朝田1980-7（国保会館）

TEL 083-995-1010 FAX 083-934-3665

受付日時 午前9:00～午後5:00（土・日・祝日・年末年始を除く。）

7 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

虐待に防止に係る責任者

役職：生活相談員 氏名：藤野 勝

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

8 顧問弁護士

島田法律事務所 島田直行（山口県弁護士会所属）

令和 年 月 日

当事業所の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書並びに契約書別紙および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者所在地 下関市豊北町大字神田上1893番地

事業所名 外部サービス利用型特定施設 松涛園

管理者 秋 枝 淳 司 印

利用者並びに保証人は、契約書並びに契約書別紙および本書面により、事業者から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

利用者 住所

氏 名 印

保証人 住所

氏 名 (続柄) 印